

金 沢 市

男女共同参画推進行動計画

～^{ひと}女と^{ひと}男がともに輝くまちをめざして～



金 沢 市



金 沢 市

男女共同参画推進行動計画

ダイジェスト版



金沢市男女共同参画推進行動計画

ひと ひと
～女と男がともに輝くまちをめざして～

この計画は、平成9(1997)年に策定した「男女平等推進かなざわ行動計画」を、その後の男女共同参画をめぐる内外の動きを踏まえて見直し改定したものです。

改定の背景

国際的な動き	国の動き	石川県の動き	金沢市の動き
◆1975年(昭50年) 第1回世界女性会議 (国際婦人年世界会議)	◆1977年(昭52年) 「国内行動計画」を 策定		
◆1979年(昭54年) 国連「女子差別撤 廃条約」採択		◆1981年(昭56年) 「石川県婦人行動 計画」策定	
◆1985年(昭60年) 「国連婦人の10年」 ナイロビ世界会議	◆1985年(昭60年) 「女子差別撤廃条約」 批准		
	◆1987年(昭62年) 「西暦2000年に向 けての新国内行動 計画」策定	◆1987年(昭62年) 新婦人行動計画 「いしかわ婦人 プラン21」策定	
◆1995年(平7年) 第4回世界女性会議 「北京宣言・行動綱 領」採択	◆1996年(平8年) 「男女共同参画200 0年プラン」策定	◆1993年(平5年) 「いしかわ女性行動 計画」策定	
	◆1999年(平11年) 「男女共同参画社 会基本法」制定		◆1997年(平9年) 「男女平等推進 かなざわ行動計画」 策定
◆2000年(平12年) 国連特別総会 「女性2000年会議」	◆2000年(平12年) 「男女共同参画基 本計画」策定		
	◆2001年(平13年) 「配偶者からの暴力 の防止及び被害者 の保護に関する法 律」(DV法)施行	◆2001年(平13年) 「いしかわ男女共同 参画プラン2001」 策定 「石川県男女共同 参画推進条例」 制定	◆2001年(平13年) 「金沢市男女共同 参画推進条例」 制定
			◆2003年(平15年) 「金沢市男女共同 参画推進行動計画」 策定

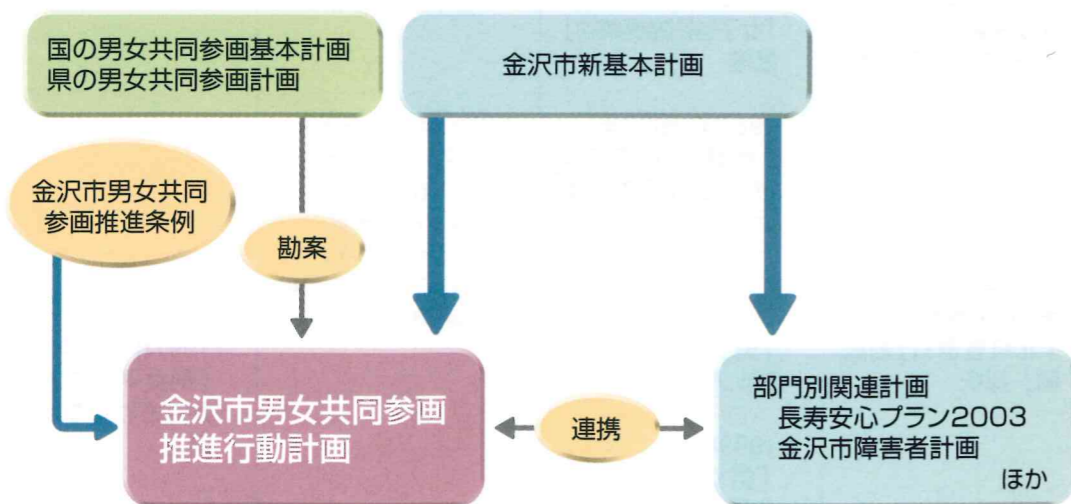
「金沢市男女共同参画推進行動計画」の基本的考え方

1. 基本理念

本計画では、目指す基本理念を「～ ^{ひとひと}女と男がともに輝くまち 金沢 ～」とし、女性と男性が自立した人間として社会のあらゆる場でいきいきと輝き、幸せに過ごせるまちづくりを目指して、総合的かつ計画的な施策に取り組んでいきます。

2. 計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法に基づき、国、県の行動計画を勘案しながら作成した市の基本計画です。
- 金沢市男女共同参画推進条例に定める「男女共同参画の推進に関する施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- 「金沢市新基本計画」を上位計画とした部門別計画の一つです。



3. 計画期間

計画期間は、平成15(2003)年度から平成24(2012)年度までの10年間です。

4. 基本的視点

計画の推進に当たっては、次のことを基本的視点とします。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることなどです。

2 社会的・文化的に形成された性差(ジェンダー)の解消

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分業を前提とする社会のシステムや慣行を、ジェンダーに敏感な視点から見直し、男女が自らの人生を主体的に選択できる社会を形成することです。

3 女性が力をもった存在になること(エンパワーメント)の促進

女性と男性がともに方針の立案及び決定過程に参画していくためには、女性が力を持った存在になること(エンパワーメント)が不可欠なので、そのための社会的環境整備を支援することです。

4 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の具体化

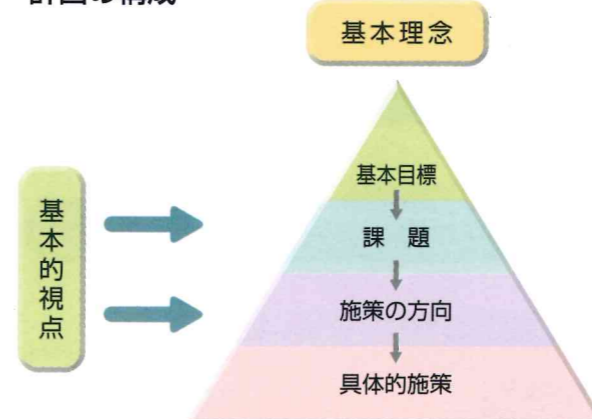
社会のあらゆる分野で事実上生じている男女間の格差を改善するため必要な範囲内において積極的改善措置を具体化することです。

5 あらゆる分野での男女のパートナーシップの実現

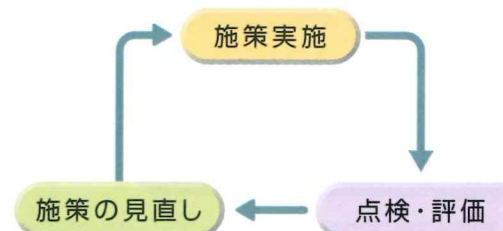
男女共同参画社会の実現に向け、職場、地域、家庭といった社会のあらゆる分野で男女が自立した対等なパートナーとして力を合わせていくことです。

5. 計画のイメージ図

計画の構成



計画の推進



施策体系

基本理念

「～ ^{ひと}女と男がともに輝くまち ^{ひと}金沢 ～」



基本目標	課題
1 自分らしく生きるための意識づくりと男女平等の風土づくり	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
2 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大	3 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大と女性の参画意識の高揚 4 女性の人材育成と人材に関する情報提供
3 男女の自立を育む生活環境 － 職場、家庭、地域 － づくり	5 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 6 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備 7 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同の確立 8 安心して産み育てられる子育て等の支援 9 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援 10 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
4 女性の人権が守られる社会づくり	11 女性に対するあらゆる暴力の根絶 12 生涯を通じた女性の健康支援
5 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	13 国際理解の促進

計画の推進

- 評価システムの整備
- 推進体制の整備
- 市民等との連携



自分らしく生きるための意識づくりと男女平等の風土づくり

わたしたちが「自分らしく・人間らしく」生きたいと望むのは、人間としての基本的な権利であり、女だから、男だからということで生き方や働き方が制約されることはありません。

一方、金沢市が行った市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表される固定的性別役割分担意識が、徐々に薄まりつつはあるものの依然として根強く残っていることがうかがえます。

男女共同参画社会を実現するためには、まず、市民一人ひとりが自分の中にあるジェンダー（用語参照）の存在に気づき、意識・行動改革に努めるとともに、社会全体において「すべての人が性別にかかわらず個人として尊重される」という人権意識を高め、男女平等の風土を形成していくことが重要です。

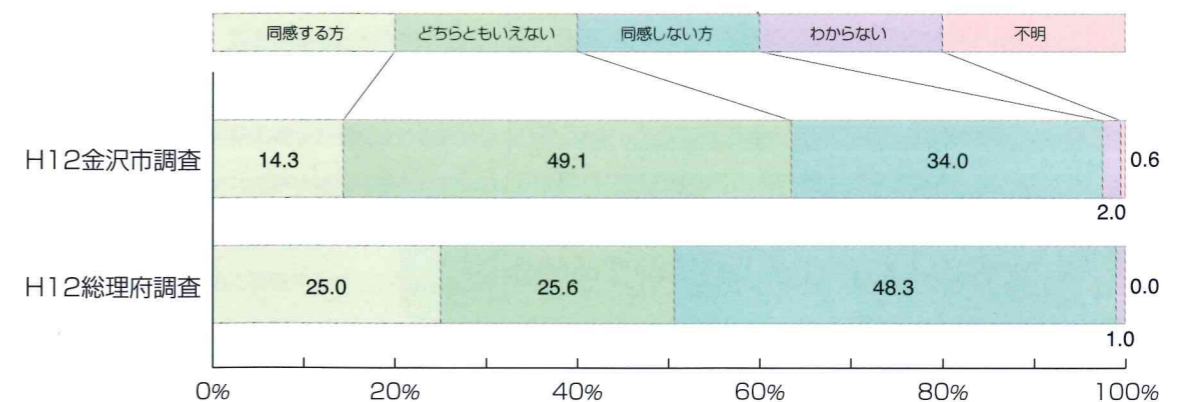
課題 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革」、「男女共同参画に関する各種調査」、「メディアにおける表現等への意識強化」に取り組みます。

課題 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

「学校等における男女平等教育の推進」、「家庭における男女共同参画教育の推進」、「地域における男女共同参画学習の推進」に取り組みます。

【男女の役割分担に対する意識（全国比較）】（12年度意識調査）



平成12年度意識調査



方針の立案及び 決定過程への女性の参画の拡大

住み良い豊かな男女共同参画社会を形成するためには、方針の立案及び決定の場に男女がともに参画し、それぞれの意思が反映されることが必要です。

しかし、市の政策・方針を決める各種の審議会・委員会等への女性の参画はまだ十分とはいえ、また、公的機関や民間企業などの管理者等に占める女性の割合も非常に少ないのが現状です。

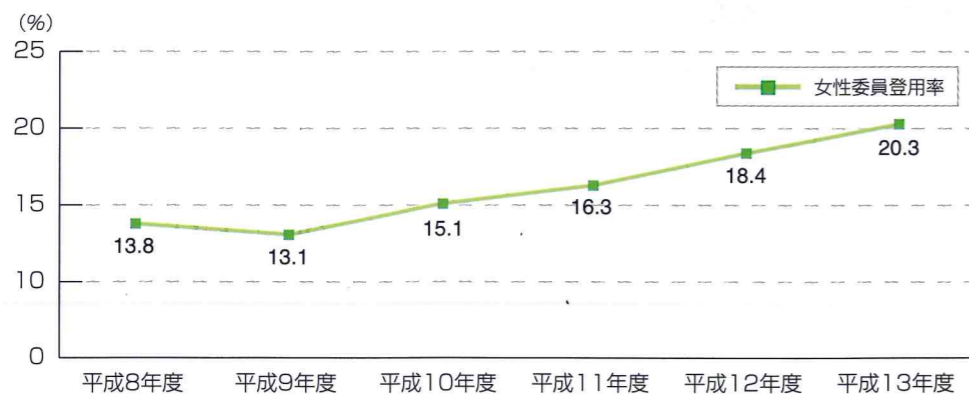
女性の意見がさまざまな施策に反映されるためには、社会のあらゆる場における方針の立案及び決定の場に女性が参加していくことが必要です。

そのためには、女性自身がより力をもった存在となること（エンパワーメント）やそれをさらに生かすネットワークづくりなどが求められるとともに、さまざまな場面におけるポジティブアクション（積極的改善措置）の具体化も必要です。

課題 3 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大と女性の参画意識の高揚

「審議会等委員への女性の参画促進」、「役職員等への女性の参画促進」、「女性の参画意識の高揚及び女性の意見を反映させる機会の拡大」、「政策・方針決定過程の透明性の確保」に努めます。

【審議会委員に占める女性の割合の推移】



課題 4 女性の人材育成と人材に関する情報提供

「方針の立案及び決定過程に参画できる女性の人材育成」、「女性の人材に関する情報の収集・整備・提供」、「女性グループ等の活動支援及びネットワークづくり」に努めます。



男女の自立を育む生活環境 —職場 家庭 地域— づくり

働くことは、経済的な自立の手段であるとともに、自らの個性や能力を発揮し社会に貢献することでもあります。

女性の雇用環境は、法律の整備により年々改善されています。しかし、それらが真に生かされるためには、制度や法律の整備だけでなく、男女共同参画の視点での意識の変革が必要です。女性にも、機会均等の下、能力を磨き意欲的に仕事に取り組むことが求められます。しかし一方で家庭責任が女性だけに重くのしかかったままでは、いくら機会の均等を得ても、女性は男性と同じ処遇や評価を受けることができません。

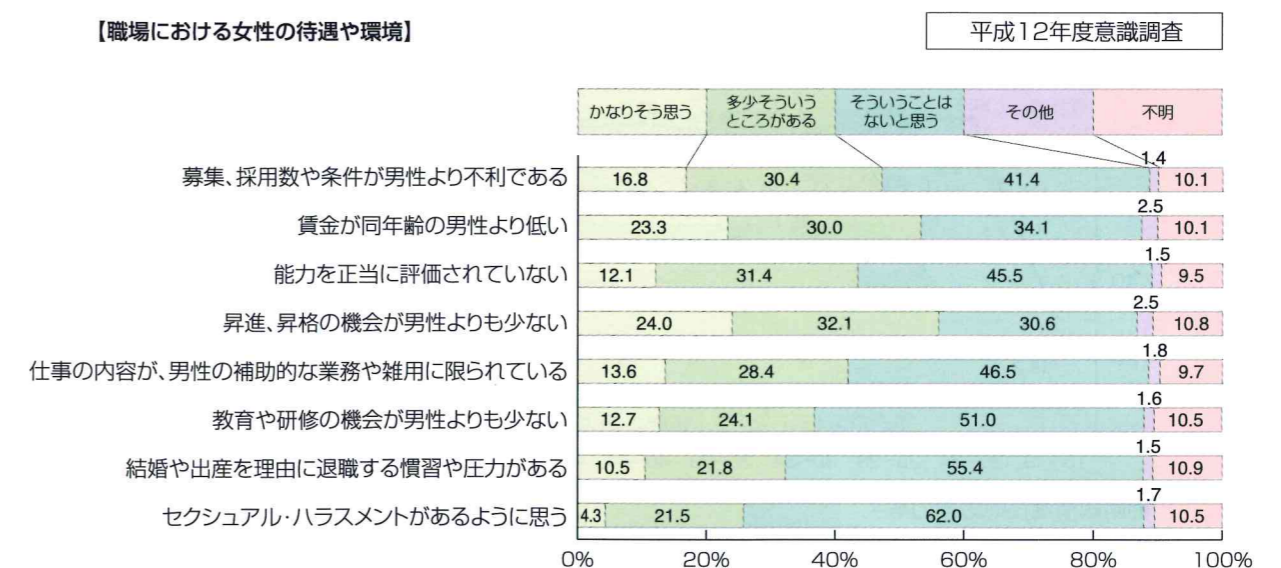
このため、特に男性には、従来の職場中心の意識・ライフスタイルからの転換を促し、家庭責任は男女双方にあるという認識を深めることが必要です。

女性も男性も共に人間らしい生活を営み、また、職場、家庭、地域などの場面でもいきいきと活動していくためには、市民一人ひとりの意識改革とともに、労働者の就業条件の整備、自営業における男女共同の確立、高齢者等が安心して暮らせる環境の整備などの具体的な支援策が求められます。

課題 5 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」、「働く女性の妊娠・出産にかかわる保護」、「女性の能力発揮促進のための支援」、「雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進」に努めます。

【職場における女性の待遇や環境】

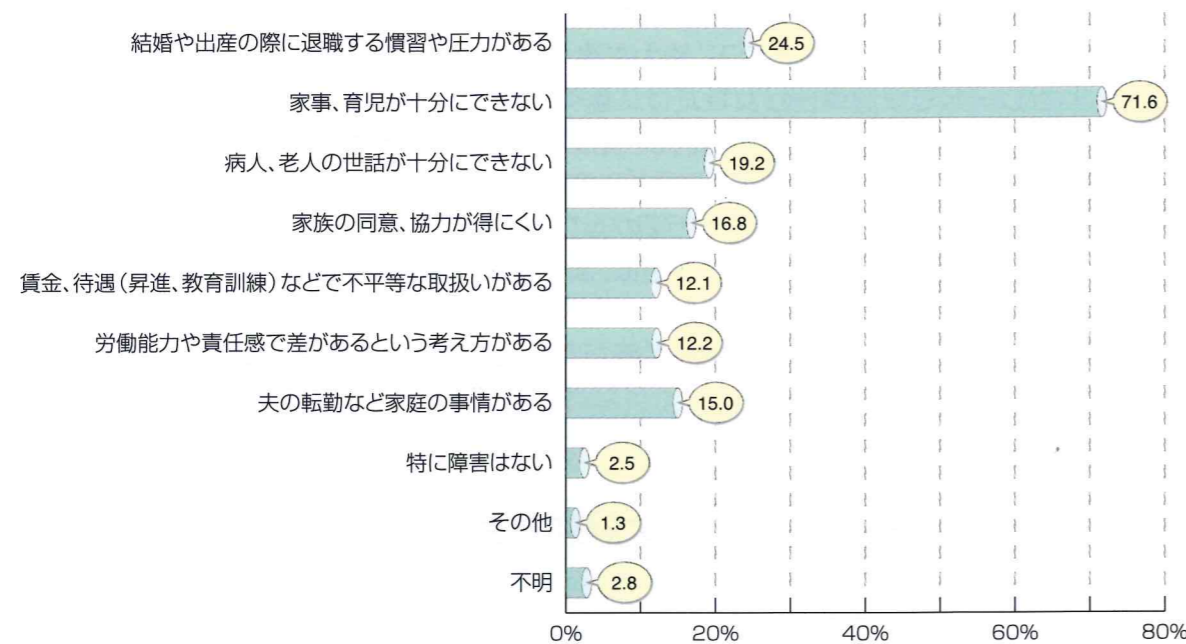


課題6 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

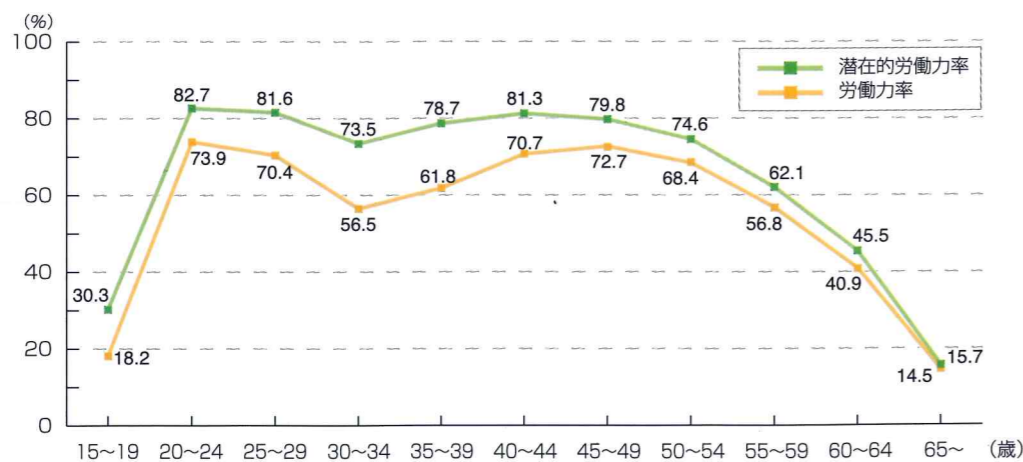
「多様な働き方に対応した環境整備」、「女性起業家、家族従業者等に対する支援」、「在宅勤務、SOHO(用語参照)等、新しい就業形態等に係る施策の推進」に努めます。

【女性が職業を持ち続けていく上での障害】

平成12年度意識調査



【女性の年齢階級別潜在的労働力率】



(注) 年齢階級別潜在的労働力率 = (労働力人口(年齢階級別) + 非労働力人口のうち就業希望者(年齢階級別)) / 15歳以上人口(年齢階級別)
資料出所: 総務省「労働力調査特別調査」(平成13年8月)

用語参照「M字カーブ」

課題7 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同の確立

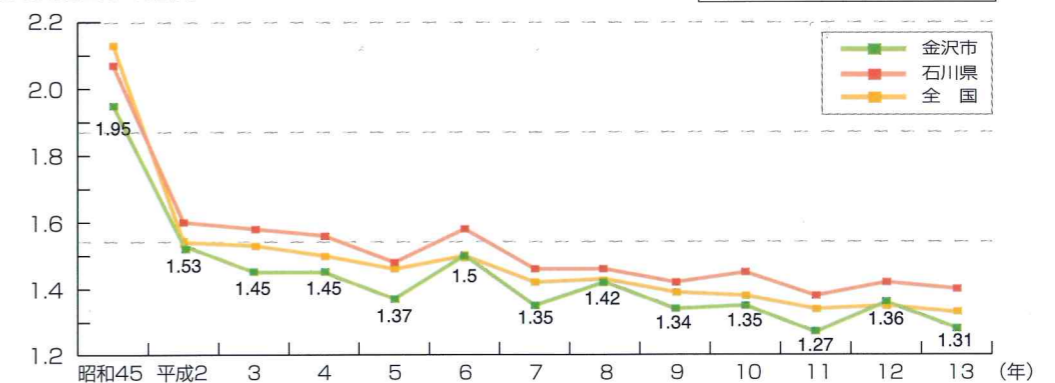
「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」、「女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備」に努めます。

課題8 安心して産み育てられる子育て等の支援

「多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実」、「ひとり親家庭に対する支援の充実」、「仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備」に努めます。

【合計特殊出生率の推移】

資料 厚生労働省、保健衛生課



課題9 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

「家庭生活への男女の共同参画の促進」、「地域社会への男女の共同参画の促進」に取り組みます。

【妻の就業状態別夫と妻の仕事時間と家事関連時間(夫婦と子供の世帯) - 週全体】



(注) 「家事関連」は、「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計
資料出所: 総務省「社会生活基本調査」(平成8年)より作成

課題10 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

「高齢者等が安心して暮らせる福祉サービスの充実」、「高齢者等の社会参画の促進」、「バリアフリー社会の推進」に努めます。



女性の人権が守られる社会づくり

暴力は、本来その態様を問わず決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女の置かれている実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。

これまで、女性に対する暴力に対しては社会の理解も不十分で、個人的問題として片づけられてきました。しかし、女性に対する暴力は多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題としてとらえ、対処していくべきものといえます。

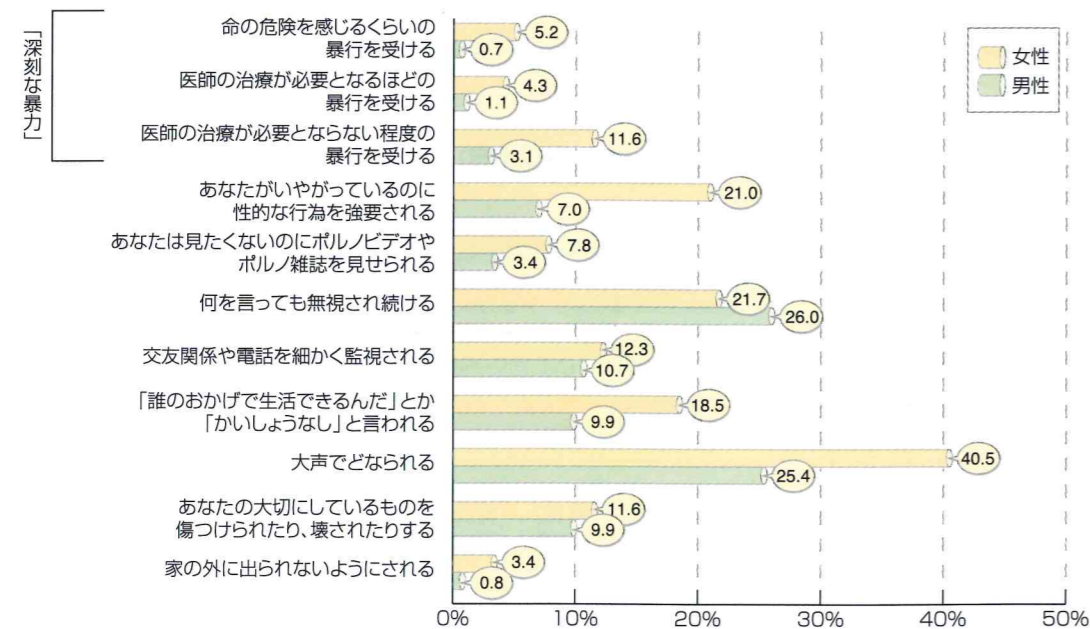
女性に対する暴力については、被害者の相談窓口の充実や、関係機関との連携など効果的な支援のネットワークづくりを検討するとともに、人権尊重の視点に立った男女平等意識を一層育むなどの対応が望まれます。

さらに、ライフサイクルを通じて、女性の生涯を通じた健康を支援するための取組を進めていく必要があります。

課題 11 女性に対するあらゆる暴力の根絶

「女性の人権が守られる基盤づくり」、「夫・パートナーからの暴力への対策の推進」、「セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進」に努めます。

【暴力行為等の経験の有無】(12年度意識調査)



課題 12 生涯を通じた女性の健康支援

「性生殖に関する健康と権利」に関する意識の浸透、「生涯を通じた女性の健康づくりの推進」に努めます。



国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

日常生活のさまざまな面で国際化が進む中、男女共同参画社会の形成に向けての取組は、国内の状況を把握するだけでなく、国際的視野をもって推進することが望まれます。

こうした観点から、市民がさまざまな国際交流の場に参加したり女性問題について国際的視点から学習する機会を増やすとともに、その成果を男女共同参画の推進に生かしていくことが必要です。

課題 13 国際理解の推進

「国際社会の情報の収集・活用」、「国際交流・協力」に努めます。

【人間開発に関する指標の国際比較】

HDI (人間開発指数)			GEM (ジェンダー・エンパワメント指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.939	1	ノルウェー	0.836
2	オーストラリア	0.936	2	アイスランド	0.815
3	カナダ	0.936	3	スウェーデン	0.809
4	スウェーデン	0.936	4	フィンランド	0.783
5	ベルギー	0.935	5	カナダ	0.763
6	米国	0.934	6	ニュージーランド	0.756
7	アイスランド	0.932	7	オランダ	0.755
8	オランダ	0.931	8	ドイツ	0.749
9	日本	0.928	9	オーストラリア	0.738
10	フィンランド	0.925	10	米国	0.738
11	スイス	0.924	11	オーストリア	0.723
12	ルクセンブルク	0.924	12	デンマーク	0.705
13	フランス	0.924	13	スイス	0.696
14	英国	0.923	14	ベルギー	0.692
15	デンマーク	0.921	15	スペイン	0.688
16	オーストリア	0.921	16	英国	0.671
17	ドイツ	0.921	17	バルバドス	0.648
18	アイルランド	0.916	18	アイルランド	0.644
19	ニュージーランド	0.913	19	バハマ	0.639
20	イタリア	0.909	20	ポルトガル	0.629
21	スペイン	0.908	21	トリニダード・トバゴ	0.599
22	イスラエル	0.893	22	スロベニア	0.574
23	ギリシャ	0.881	23	コスタリカ	0.571
24	香港(中国)	0.880	24	イスラエル	0.569
25	キプロス	0.877	25	エストニア	0.552
26	シンガポール	0.876	26	チェコ	0.546
27	韓国	0.875	27	スロバキア	0.546
28	ポルトガル	0.874	28	ラトビア	0.540
29	スロベニア	0.874	29	イタリア	0.536
30	マルタ	0.866	30	クロアチア	0.527
31	バルバドス	0.864	31	日本	0.520
32	ブルネイ	0.857	32	ポーランド	0.518
33	チェコ	0.844	33	ペルー	0.516
34	アルゼンチン	0.842	34	ドミニカ	0.510
35	スロバキア	0.831	35	シンガポール	0.509
36	ハンガリー	0.829	36	コロンビア	0.507
37	ウルグアイ	0.828	37	メキシコ	0.507
38	ポーランド	0.828	38	マレーシア	0.503
39	チリ	0.825	39	ギリシャ	0.502
40	バーレーン	0.824	40	ベリーズ	0.496
41	コスタリカ	0.821	41	ハンガリー	0.493
42	バハマ	0.820	42	ウルグアイ	0.491
43	クウェート	0.818	43	エクアドル	0.482
44	エストニア	0.812	44	パナマ	0.475
45	アラブ首長国連邦	0.809	45	リトアニア	0.474
46	クロアチア	0.803	46	フィリピン	0.470
47	リトアニア	0.803	47	ホンジュラス	0.449
48	カタール	0.801	48	ルーマニア	0.449
49	トリニダード・トバゴ	0.798	49	チリ	0.445
50	ラトビア	0.791	50	エルサルバドル	0.440

資料出所: UNDP「人間開発報告書」(2001年)

我が国は、基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを示すHDIでは162か国中9位ですが、政治や経済への女性の参画の程度を示すGEMでは64か国中31位と低位です。(GEM、HDIは用語参照)



用語解説

●M字カーブ

我が国の女性の年齢階級別の労働力率(労働力人口/15歳以上の人口)は、出産・育児期に低下し、40歳代で再び高くなるM字カーブを描いています。就業を希望する人と労働力人口を加えて算出した潜在的労働力率を見ると、M字のくぼみはほとんどなくなり、欧米の形状に近づきます。このことから、結婚、出産、子育て期においても就業希望はあるものの、実際就業できない女性が多いことが分かります。

●エンパワーメント(Empowerment)

力をつけること。女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意志決定し、行動できる能力を身につけることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方をさします。(第4回世界女性会議(1995年北京開催)での主要課題)

●合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がこの年齢を経過する間に、その年の年齢別特殊出生率に基づいて子どもを生んだと仮定した場合の平均出生児数です。合計特殊出生率(全国)は、昭和40年代はほぼ2.1台で推移していましたが、50年に2.00を下回ってから低下を続け、平成11年は前年の1.38を更に下回り、史上最低の1.34になりました。平成12年にはわずかながら上昇していますが、1.35にとどまっています。

●ジェンダー(Gender)

社会的・文化的に形成された性別をジェンダーと表現します。生物学的な性別であるセックス(Sex)とは区別して使われます。

●人間開発指数(HDI=Human Development Index)

基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、その基礎となる「長寿を全うできる健康な生活」、「知識」及び「人並みの生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数です。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、国民所得を用いて算出しています。(2001年国連「人間開発報告書」による日本の順位は162か国中9位)

●ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM=Gender Empowerment Measure)

女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指標です。HDIが人間の能力の拡大に焦点を当てているのに対して、GEMは、そのような能力を活用し、人生のあらゆる機会を活用できるかどうかに焦点を当てています。

具体的には、女性の所得、専門職・技術職に占める女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出しています。(2001年国連「人間開発報告書」による日本の順位は64か国中31位)

●セクシュアル・ハラスメント(Sexual Harassment)

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、「職場(労働者が業務を遂行する場所)において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

●SOHO(Small office home office)

企業に属さない個人起業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態をいいます。就業形態の多様化の中で、労働者とその価値観、ライフスタイル等に応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択できることが必要です。特に、育児期等にある人が、職業生活を完全に中断することなく、家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することのできる就業形態として、SOHOの普及促進が期待されています。

●ドメスティック・バイオレンス(Domestic violence)

一般的には、「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振られる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。広義には女性や子ども、高齢者や障害者など家庭内の弱者への家庭内暴力をさします。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあり、どのような意味で使われているか注意が必要となります。男女共同参画基本計画では「夫・パートナーからの暴力」として記述されています。

なお、平成13年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立、同年10月13日施行されています。

●バリアフリー(Barrier free)

障害のある人が社会生活をしていく上でバリア(障壁)となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いが強かったものですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも使われています。

●ポジティブ・アクション(Positive action)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。「男女共同参画社会基本法」第2条では、「積極的改善措置」として規定されています。

●メディア・リテラシー(Media literacy)

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱ったり、問題のある情報が見受けられることも少なくない現状にあります。メディアの健全な発展のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、国民のメディア・リテラシーの向上を図ることが必要です。

金沢市男女共同参画推進行動計画

～女と男がともに輝くまちをめざして～

平成15年4月

発行 金沢市市民生活部市民参画課男女共同参画室
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL 076-220-2095 FAX 076-220-2030